

区民委員会議案説明資料

令和5年6月27日

件名	頁
1 第47号議案 足立区住区センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2

(地域のちから推進部)

第 4 7 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 2 7 日

件 名	足立区住区センター条例の一部を改正する条例															
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課															
内 容	<p>1 概要 西新井住区センターの改築による移転に伴い、西新井住区センターの位置（住所）に係る規定整備を行うため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容 移転先の案内図については、別紙 1 のとおり 【新住所】足立区西新井一丁目 4 番 1 7 号 【旧住所】足立区西新井七丁目 1 9 番 6 号</p> <p>3 新旧対照表 別紙 2 のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 5 年 1 0 月 3 0 日（月）</p> <p>5 新センターの運用開始日等 (1) 学童保育室、児童館（特例利用「ランドセルで児童館」） 令和 5 年 1 0 月 3 0 日（月） (2) 悠々館、児童館、集会施設 令和 5 年 1 1 月 6 日（月） (3) 内覧会（予定） 令和 5 年 1 0 月 2 3 日（月）、2 4 日（火） 区議会議員、地域住民等を対象として実施予定</p> <p>6 今後の方針 改築により集会施設の増室および面積が変更となることに伴い、施設使用料を変更する必要があるため、本条例案が可決された場合には、足立区住区センター条例施行規則の一部改正手続きを行う。</p> <p>【参考】西新井住区センター・西新井区民事務所合築施設概要</p> <table border="1" data-bbox="373 1697 1401 2047"> <thead> <tr> <th></th> <th>主な内容</th> <th>延床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 階</td> <td>区民事務所、駐車場兼ピロティ、喫煙所等</td> <td>約 813 m²</td> </tr> <tr> <td>2 階</td> <td>住区センター（事務室、大広間、貸出用会議室、大広間、娯楽室、読書・自習室等）</td> <td>約 1,042 m²</td> </tr> <tr> <td>3 階</td> <td>住区センター（児童館、学童保育室、子育てサロン、テラス等）</td> <td>約 1,033 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>約 2,888 m²</td> </tr> </tbody> </table>		主な内容	延床面積	1 階	区民事務所、駐車場兼ピロティ、喫煙所等	約 813 m ²	2 階	住区センター（事務室、大広間、貸出用会議室、大広間、娯楽室、読書・自習室等）	約 1,042 m ²	3 階	住区センター（児童館、学童保育室、子育てサロン、テラス等）	約 1,033 m ²		合 計	約 2,888 m ²
	主な内容	延床面積														
1 階	区民事務所、駐車場兼ピロティ、喫煙所等	約 813 m ²														
2 階	住区センター（事務室、大広間、貸出用会議室、大広間、娯楽室、読書・自習室等）	約 1,042 m ²														
3 階	住区センター（児童館、学童保育室、子育てサロン、テラス等）	約 1,033 m ²														
	合 計	約 2,888 m ²														



足立区住区センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後																								
<p>○足立区住区センター条例 平成2年3月30日条例第8号</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>足立区梅島住区センター (省略)</td> <td>足立区梅島二丁目14番5号</td> </tr> <tr> <td>足立区竹の塚六月住区センター</td> <td>足立区六月二丁目26番3—101号 足立区竹の塚一丁目8番1号</td> </tr> <tr> <td>足立区西新井住区センター</td> <td>足立区西新井七丁目19番6号</td> </tr> <tr> <td>足立区加賀住区センター (省略)</td> <td>足立区加賀二丁目31番6—101号</td> </tr> <tr> <td>足立区桜花住区センター</td> <td>足立区花畑六丁目4番16号 足立区花畑八丁目2番6号</td> </tr> </table>	名称	位置	足立区梅島住区センター (省略)	足立区梅島二丁目14番5号	足立区竹の塚六月住区センター	足立区六月二丁目26番3—101号 足立区竹の塚一丁目8番1号	足立区西新井住区センター	足立区西新井七丁目19番6号	足立区加賀住区センター (省略)	足立区加賀二丁目31番6—101号	足立区桜花住区センター	足立区花畑六丁目4番16号 足立区花畑八丁目2番6号	<p>○足立区住区センター条例 平成2年3月30日条例第8号</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>足立区梅島住区センター (省略)</td> <td>足立区梅島二丁目14番5号</td> </tr> <tr> <td>足立区竹の塚六月住区センター</td> <td>足立区六月二丁目26番3—101号 足立区竹の塚一丁目8番1号</td> </tr> <tr> <td>足立区西新井住区センター</td> <td>足立区西新井<u>一丁目4番17号</u></td> </tr> <tr> <td>足立区加賀住区センター (省略)</td> <td>足立区加賀二丁目31番6—101号</td> </tr> <tr> <td>足立区桜花住区センター</td> <td>足立区花畑六丁目4番16号 足立区花畑八丁目2番6号</td> </tr> </table>	名称	位置	足立区梅島住区センター (省略)	足立区梅島二丁目14番5号	足立区竹の塚六月住区センター	足立区六月二丁目26番3—101号 足立区竹の塚一丁目8番1号	足立区西新井住区センター	足立区西新井 <u>一丁目4番17号</u>	足立区加賀住区センター (省略)	足立区加賀二丁目31番6—101号	足立区桜花住区センター	足立区花畑六丁目4番16号 足立区花畑八丁目2番6号
名称	位置																								
足立区梅島住区センター (省略)	足立区梅島二丁目14番5号																								
足立区竹の塚六月住区センター	足立区六月二丁目26番3—101号 足立区竹の塚一丁目8番1号																								
足立区西新井住区センター	足立区西新井七丁目19番6号																								
足立区加賀住区センター (省略)	足立区加賀二丁目31番6—101号																								
足立区桜花住区センター	足立区花畑六丁目4番16号 足立区花畑八丁目2番6号																								
名称	位置																								
足立区梅島住区センター (省略)	足立区梅島二丁目14番5号																								
足立区竹の塚六月住区センター	足立区六月二丁目26番3—101号 足立区竹の塚一丁目8番1号																								
足立区西新井住区センター	足立区西新井 <u>一丁目4番17号</u>																								
足立区加賀住区センター (省略)	足立区加賀二丁目31番6—101号																								
足立区桜花住区センター	足立区花畑六丁目4番16号 足立区花畑八丁目2番6号																								
	<p>付 則 <u>この条例は、令和5年10月30日から施行する。</u></p>																								